

告示

告示案

◎ 厚生省告示第五十一号

昭和廿貳年八月五日

官報登載
年八月七日

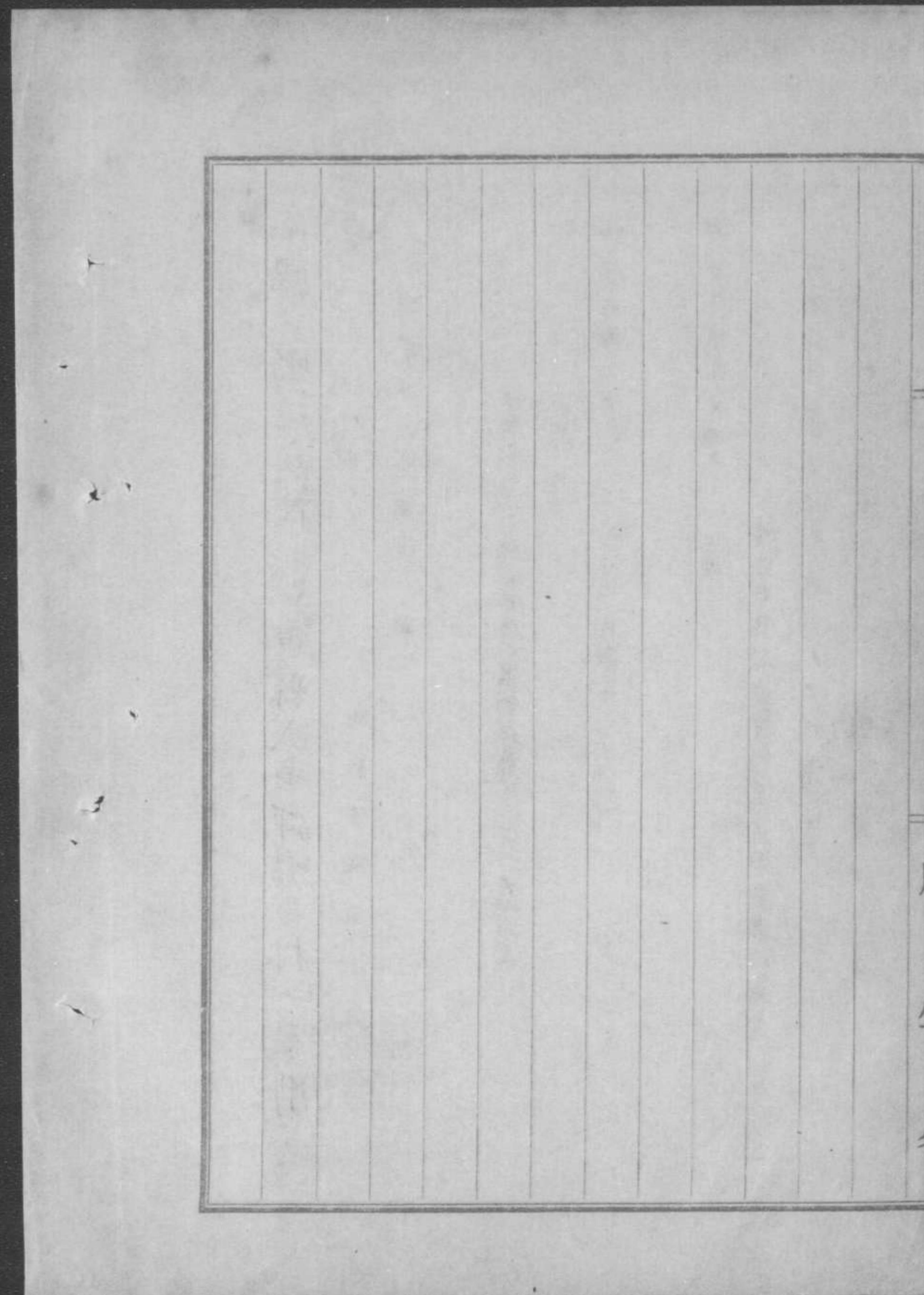
昭和二十年十二月厚生省告示第百四十三号

(國立病院の名称及び位置の件)の一部を次の
よう改正し、昭和二十二年六月三十日から
これを適用する。

昭和二十二年八月七日

厚生大臣 氏

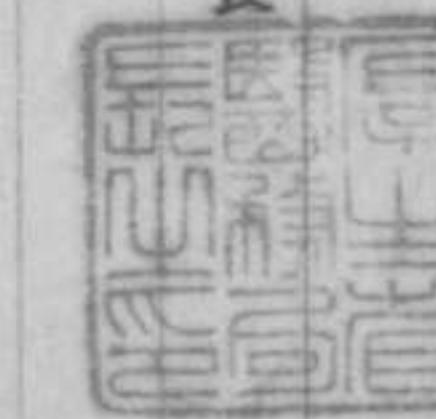
「國立鳴尾病院 兵庫縣武庫郡鳴尾村レを削る。」



告示第八號

昭和二十二年六月二十四日

厚生省醫務局長



大臣官房秘書課長 殿

厚生省告示(國立病院の名稱及位置に關する件)改正
に關する件

標記の件左記の通り改正方取扱いたい。

記

◎ 厚生省告示第 八號

昭和二十年十二月厚生省告示第百四十三號中次のよう改正し、
昭和二十二年六月三十日からこれを適用する。

昭和二十二年 月 日

厚 生 省

厚生大臣 一 松 定 吉

「國立鳴尾病院 兵庫縣武庫郡鳴尾村」を削る。

485

改正理由

野紙 洋紙 全面野紙

國立鳴尾病院は元の大坂海軍病院であつたが 明治二十年九月
陸軍に接收されたため 川西航空機株式会社へ附属病
院を借り上(借料月額三萬円)移転して現在に至つ
たつてあるが 所有者から返還を要求されて 当方から數度
接渉したが貸借継続の譯解がつかないで明渡す
ことし本院は廢止することとなつた。

厚生省

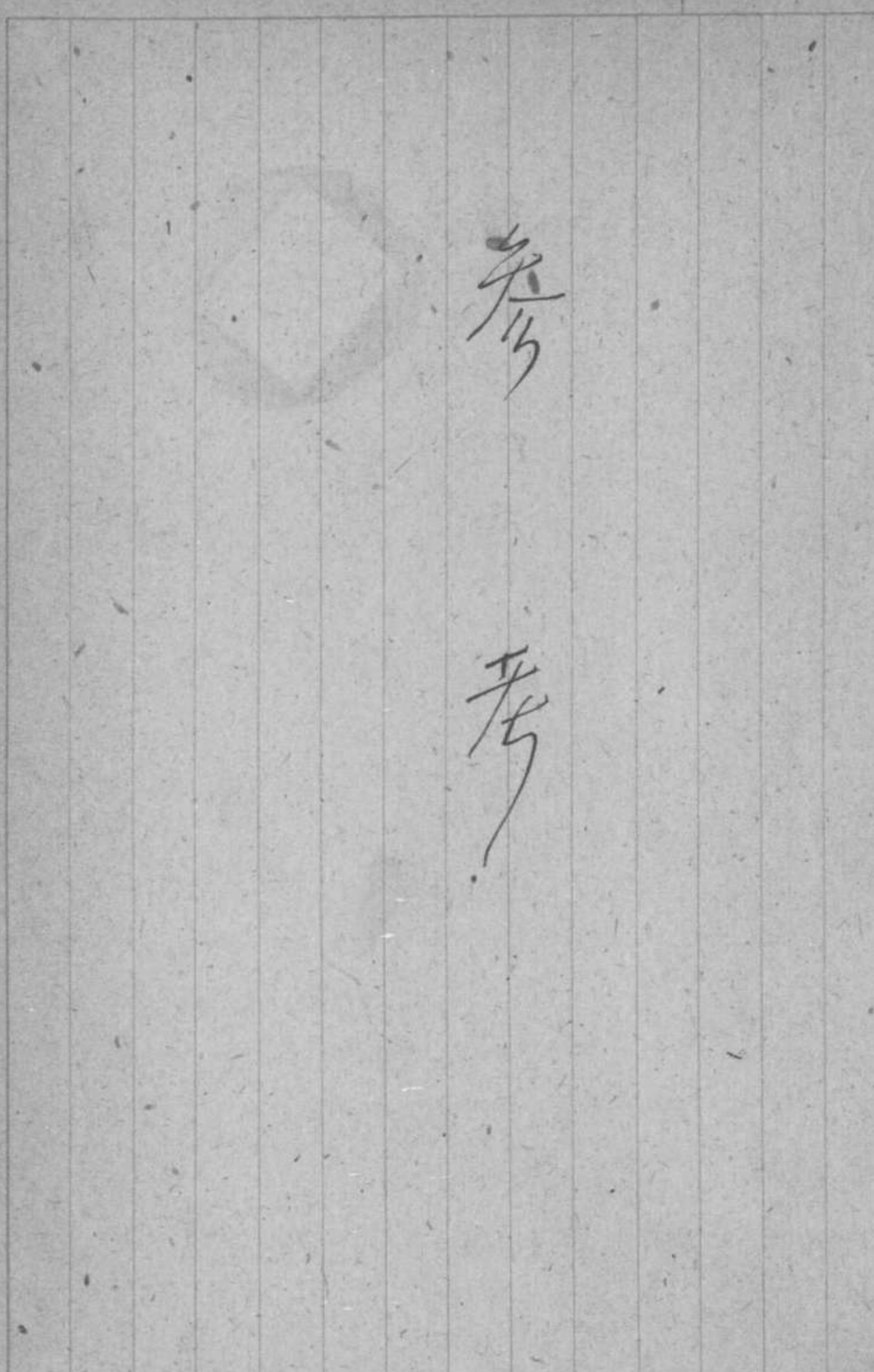
裏面白紙

野紙 洋紙半面野紙乙

487

参考

厚生省



裏面白紙

野紙 洋紙牛面野紙乙

國立鳴尾病院廃止による精算業務は國立
大阪病院へ行かれたるし、人呏、資材其の他一切
は厚生省へ引き受け、國立大阪病院へ移すに至る。

鳴病第一二號の二一

昭和二十六年五月十日

國立鳴尾病院長

國立鳴尾病院合併閉鎖實施方案

一、國立鳴尾病院は六月十日を日途として國立大阪病院に合併のため

閉鎖する。

二、在院患者（無料、有料共）は國立大阪病院に轉送するを建前として、核患者は長野分院其の他の患者は法圓坂町の本院を送る。

又特別の事情ある患者はその希望によりそればく考慮し善處する。

三、職員の國立病院殘留希望者は國立大阪病院へ轉勤するを建前とするし各人につき考慮し職員組合と協議して善處する。

四、看護婦生徒は國立大阪病院（長野分院）へ轉勤し引續き養成教育を授けられる。

五、保管物資は全部國立大阪病院へ保管轉換する。

六、保管轉換物資の授受は厚生省政務局近畿出張所、鳴尾病院

大阪病院より派出編成せる委員に責任を以て處理せしめらる。

七、移轉に関する諸経費は鳴尾病院の經常費の外別途支出せら

れる。

終

實施細則

一、國立鳴尾病院合併閉鎖作業期間を三期に分つ、その區分左の如し。

第一期(一週間) 移轉準備

第二期(三週間) 人員物件の處理(保管物資輸送、在院患者轉院、退院、外來診療施設移轉、勤務員移轉等の實施)

第三期(一ヶ月) 殘務整理(於國立大阪病院)

二、警戒班編成

國立鳴尾病院閉鎖公表と共に巡視外警戒班を編成し病院内外の保安、盜難防止に最善を盡すこと。

班員

醫局員 四名

庶務課員(男) 五名(巡視、機關手、烹炊手を除く)

看護婦 八名

警戒時間は自午後六時迄(ただし土曜日は終日當直とする)とし

警戒時間は至午前七時迄(ただし土曜日は終日當直とする)とし

前夜半、後夜半に分ち其の交代時間は午前一時とし本警戒班を以て

宿直員、宿直事務官、門衛當直を兼ねるものとす。

看護婦の警戒班編入は入院患者の轉退院後とす、直割りは追定す。

なお西宮警察署より警戒のため二名以上の武裝警官の宿直を求む。

三、保管物資の授受及び申継

左記鳴尾病院委員は各物件毎に品目、數量を明記せし傳票を附し

國立鳴尾病院内に於て近畿出張所並びに大阪病院側委員に引渡すもの

とする。

(1) 鳴尾病院、大阪病院、出張所

衛生甲物資、仲田囁話 (二名) (一名)

衣糧甲物資、茶谷囁話 (二名) (一名)

通常物品、稻垣囁話 (二名) (一名)

(2) 各科診療關係

鳴尾病院、大阪病院

内
科
皮膚泌尿器科(手術所)
小兒科
産婦人科
眼
耳鼻咽喉科
歯
理學科
細菌検査
各科の醫療器具、器械、薬品、消耗品(通常物、衣糧關係物資
を除く)は本院薬剤料の還納は行はず直接大阪病院委員に
授受するにつき、各品名、數量を記載せる書類二通を本院薬剤
科長より通を現品と共に大阪病院委員に提出し授度を完了
すること。

(一) 其の他各部

會計
片岡嘱託、安井庵
庶務
中林嘱託、大路庵
事務
成 庵
養成所 小林庵

鳥尾病院委員は大阪病院委員を兼ねあられることあり、
各物品は目録を附し直接大阪病院の主務者に授受申継ぎを
なす。
人 事
加藤事務官、中林嘱託
目録を附し直接大阪病院の主務者に授受申継ぎをなす。

白井牧良、小沢技官
藤野嘱託、松工嘱託、清川嘱託
伊藤嘱託、大賀嘱託
松島技官、山口嘱託

大原嘱託
藤原嘱託、友田嘱託
桑本嘱託、田中嘱託
山本嘱託

大原嘱託
藤原嘱託、友田嘱託
桑本嘱託、田中嘱託
山本嘱託

(二)

事

四 各部の作業點定の如き

三十日 手日	廿九日 三十日	十八日 十七日	十五日 十六日	十三日 十四日
國立鳴尾病院閉鎖す				
以下殘務整理		予備日		トラック三台 ニ往復
				其の他の一部 最少限を残 し実施
		院内清掃	洗濯所	理
		川西側に申託	移転草履	駁
	職員大阪病院転勤		移	
			転	

(二) (3) 週天及日曜は順次繰下り実施す
物資輸送トラックは出荷可能状況に依り前日午後一時迄に
所要台数を打合せ増減す

篇
考

（）輸送「トラック」には必ず責任者同乗せしむことを希望す。

五、勤務員の辞職希望者の退廳

醫 員 物資授受申辦^ヤ完了後、

看護婦

作業状況により決定す

其の他

残務整理終了後

但し残務整理に必要なき人は移轉完了後、

六、疾務整理班の編成

國立鳴尾病院閉鎖の日を以て國立大阪病院内に國立鳴尾病院殘務整理班を設置し事務を開始す。

但し班員は大阪病院へ轉勤せる職員の兼務とする。

裏面白紙

494

國立病院廢止至過

昭和二年十二月

三年十月

二年十二月

三年三月

四年四月

九二一一一一一
七八二三四五九

(今回)

黒紙 洋紙 半面 黒紙乙

厚生省

國立療養所一覽表